

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B郡所在の会社Cに雇用され、同所在のD会社E工場において、派遣労働者として自動車部品の製造加工業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、製造ラインにおいて同部品の加工作業中、腰部に痛みを感じ動くことができなくなったとして、翌〇日、F病院に受診し「腰椎捻挫」（以下「本件疾病」という。）と診断され、その後、同年〇月〇日、G整形外科に転医し加療を続けた。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件疾病の診断を受けて、腰痛を訴えているところ、請求人らは、請求人の本件疾病は、「災害性の原因による腰痛」又は「災害性の原因によらない腰痛」に該当するから、「業務に起因する疾病」であると主張している。

(2) ところで、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長は「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会もその取扱いを妥当なものと考えているので、以下、認定基準に基づいて検討する。

#### (3) 災害性の原因による腰痛について

請求人は、腰痛発症時の状況について「加工部品が入った箱を右から左へ移す時に腰部に違和感があったとするが、その時に転んだとか捻ったとかの急激な力はなかった。」旨述べている。

認定基準の要件である「通常の動作と異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が業務遂行中に突発的な出来事として生じた」との事実は確認できず、当審査会としても、災害性の原因により腰痛が発症したとは認められない。

#### (4) 災害性の原因によらない腰痛について

請求人の申述から、請求人は、自動車用トランスミッション部品の加工作業に約2年間従事したことが認められるところ、本件における一切の資料を精査するも、請求人が認定基準の要件に該当する業務に従事していたことを確認することはできず、当審査会としても、災害性の原因によらない腰痛が発症したとは認められない。

(5) 請求人の症状に関する医証について

H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「第3・4腰椎棘突起間に炎症所見(+)、第4・5腰椎椎間板に変性所見(+)、後方への膨隆(+)」と述べているところ、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「F病院のMRI(平成〇年〇月〇日)において、第4/5腰椎椎間板に変性所見を認め、椎間板は後方へ膨隆しているが、椎間板による神経根の圧迫は見られない。このような変性は年単位の時間をかけて少しずつ起きているもので、ある作業や急激な負荷、外傷により急に起きたものではない。J病院のMRI(平成〇年〇月〇日)においても同様の所見が見られる。」「請求人は、以前から慢性的な腰痛を持ち、腰椎に変性を起こしている場所があることから、医学的に、作業内容のような比較的小さな程度の力で、腰椎椎間板やその周囲組織に損傷を与えることがないとは言えないが、日常生活の中でも、作業内容程度に腰椎への負荷がかかる動作が数多く存在するため、作業内容と発症との因果関係は少ないと思われる。MRIの所見で、新たに外傷性異常所見がみられないことも、腰椎の悪化が、作業による外傷というより、慢性的な腰椎椎間板の変性から来る腰痛の悪化であると判断する方が妥当と考える。」と述べている。上記意見書は、請求人の本件疾病の主な原因は、請求人の基礎疾患である慢性的な腰痛であることを示唆していることから、当審査会としても、I医師の意見は、妥当なものと判断し、本件疾病は、業務上の事由によるものと認めることができない。

(6) なお、請求人にS. D(体制機能不全)の既往があることを理由に、部品の入った箱を前傾姿勢で持ち上げたこと等による腰部への負担から腰痛を発症したとする請求人らの主張については、S. Dの診断時期・程度等に関する医証がなく、その根拠に欠けることから、採用できないことを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。